

「競輪の持続的発展のための課題解決に向けて —具体的な取組のための制度設計—」 の進捗状況について

平成31年3月27日

経済産業省製造産業局

車両室

「制度設計」後の状況変化と競輪事業の課題

- 昨年7月の「制度設計」に基づく各種取組については、昨年12月末までに本小委員会を開催し、モニタリングを行うこととされていた。その後の経済産業省における法的手当の検討の結果、自転車競技法等の改正を断念したことから、各種取組の一部を軌道修正せざるを得なくなり、その結果、昨年12月末までに本小委員会を開催できなくなった。
- 経済産業省の法的手当の検討においては、特に財源確保に関し、施行者からは財源を活用したいとの具体的なニーズがあったものの、他方で、この数年、売上・収益が増加を続ける中、自転車競技法等の改正を行う必要性（政策的意義、社会的意義）は見出せなかった。
- この結果、財源確保等に関連する各種取組は軌道修正せざるを得なくなったが、本小委員会における議論で確認された「課題」は引き続き存在。
- 課題克服に向けて、JKA、全輪協及び日競選は、法律改正断念という結果を踏まえつつ、各種取組について、一部軌道修正をして検討・実行中。

課題Ⅰ

JKAの組織・働き方改革及び人材の能力開発

課題Ⅱ

投資のための財源確保

課題Ⅲ

施行者間調整ルールとインセンティブ

【課題Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの根底にある共通課題】

迅速で適切な意思決定・リソース配分を行うための意思決定プロセスの見直し

「制度設計」後の状況変化を踏まえた課題ごとの取組①

課題等	制度設計の内容	制度設計に基づく実行状況	制度設計に関する軌道修正
競輪事業の意思決定プロセスの見直し <div data-bbox="84 408 292 518" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">根底にある共通課題</div>	競輪最高会議を競輪事業の経営全般（競輪施行者の事務を除く）に責任を有する機関として位置付け、会議の機能・役割、構成メンバー、決定事項等について3団体で検討し、会議関連規則を改正する（肖像権等の知的財産権の取扱いについても定める）。	①競輪最高会議の会則を昨年11月に改正。（資料3参照） ②競輪選手の肖像権を活用した施策の実施方針を定め、昨年12月の競輪最高会議で報告。（資料6参照）	意思決定機関の決議事項として記載されている、先導的施行者（仮称）の選定については、今後の関係団体による新たな仕組みの構築の内容を踏まえ軌道修正。
J K Aの組織・働き方改革及び人材の能力開発 <div data-bbox="111 839 265 901" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">課題Ⅰ</div>	J K Aが表明した各種組織・人材見直しを実行する。	J K Aが表明した組織・人材見直しに関する取組について実行中。（資料4参照）	—
投資のための財源確保 施行者間調整ルールとインセンティブ <div data-bbox="78 1222 292 1286" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">課題Ⅱ、Ⅲ</div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年度以降の5年間における全施行者向け支援（J K Aが作成する最適日程を受け入れることの代償や先導的施行者へのリスクある取組への支援）として85億円（J K A内部留保51億円＋J K A広報費25億円＋全輪協内部留保9億円）を支出。 ● J K A内部留保を支出するためには、法律改正（資金使途制限の緩和）が必要。 ● 「先導的施行者（仮称）」に義務を課し、J K A等からの資金支援を優先的に行うようにする。 	—	法律改正断念を踏まえ、関係団体による新たな仕組みの構築。（資料5参照）

「制度設計」後の状況変化を踏まえた課題ごとの取組②

課題等	制度設計の内容	制度設計に基づく 実行状況	制度設計に関する 軌道修正
顧客向け施策 について	「250KEIRIN（仮称）」、「SNSを活用した情報発信」、「魅力的な映像の制作・発信」、「プレイヤーズカードの制作・販売」、「電動バイクを活用したオートレース」を検討する。	J K Aをはじめとする関係団体間で引き続きスピード感をもって検討・実行中。	「電動バイクを活用したオートレース」について、法律改正を断念。
厳格なモニタリングと是正措置の仕組み構築	各種取組の進捗状況については、車両競技小委員会においてモニタリングを実施し、①複数団体にまたがる案件及び② J K A の組織・働き方改革及び人材の能力開発の取組に進捗が見られなかった場合は、事務局において原因を特定し、車両競技小委員会においてその問題と責任を明確にする。 その上で改善が図られない場合は、その原因を踏まえ、自転車競技法に基づき行使可能な措置を検討する。	車両競技小委員会の委員に対し、各種取組の進捗について、数次にわたり、書面で報告。	—